

## 井ロ一丁目8番用地の医療事業者誘致選定に係るプロポーザル審査要領

### 1 趣旨

井ロ一丁目8番用地の医療事業者誘致選定に関して、プロポーザルにより優先交渉権者を選定するに当たり、審査方法について必要な事項を定める。

### 2 審査手順

#### (1) 資格審査

井ロ一丁目8番用地の医療事業者誘致における選定委員会（以下「委員会」という。）の庶務（都市再生部まちづくり推進課）において、参加資格の審査及び提示価格が最低貸付価格条件を満たしているかを審査する。

審査の結果、参加資格及び最低貸付価格条件を満たした者を資格審査合格とする。

#### (2) 書類審査

希望貸付価格の評価点（以下「希望価格評価点」という。）及び財務状況の評価点（以下「財務状況評価点」という。）について、評価を行う。

#### (3) プレゼンテーション及び質疑による審査

委員会において、資格審査に合格した者から提案書に基づきプレゼンテーション及び質疑による審査を実施し、提案内容（以下「提案内容評価点」という。）の評価を行う。

#### (4) 総合判定

(2)、(3)により審査を行った希望価格評価点、財務状況評価点及び提案内容評価点を合算し、合計点の高い順に優先交渉権者を決定する。

### 3 評価項目の配点

書類審査		プレゼンテーション等審査	
希望価格評価点	財務状況評価点	提案内容評価点	合計
40点	20点	40点	100点

共同企業体の財務状況評価点については、各事業者の評価点をそれぞれ算出したうえで平均点を評価点とする。

### 4 評価方法

#### (1) 評価点

書類審査項目（※）については、庶務にて採点を行い、委員会にて承認を得る。プレゼンテーション等審査については、委員会の各委員が評価を行い、庶務において評価を集計し、全委員の平均点を評価点として確定する。

区分	項目	配点
希望価格評価点 ※	希望貸付価格	40
財務状況評価点 ※		20
提案内容評価点 (プレゼンテーション 等審査)	医療機能・運営等に関する事項	30
	施設整備に関する事項	10

(2) 希望価格評価点

委員会の庶務において、最高価格を提示した事業者を満点（40点）とし、2位以下の事業者については、以下の計算方法により算出した値を希望価格評価点とする。

①  $\frac{\text{各事業者の提示額}}{\text{各事業者提示額の内の最高価格}} = \text{ア}$

②  $(1 - \text{ア}) \times 100 = \text{イ}$

③  $\text{満点 } 40 \text{ 点} - \text{イ} = \text{希望価格評価点}$

※計算の結果、マイナスとなった場合は、当該事業者の希望価格評価点は0点とする。

## 5 その他

(1) 参考意見について

審査に際して、特定分野における外部専門家の意見を聞く必要がある場合には、参考意見を求める。

(2) 利益相反が疑われる場合の対応について

委員会の各委員（各委員と生計を一にする配偶者及び一親等の者を含む。）と資格審査に合格した事業者との経済的な利益関係等によって、審査で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態が疑われる場合には、当該委員については、プレゼンテーション等審査から除外する。

### 附 則

この要領は、令和5年1月30日から施行し、井口一丁目8番用地に誘致する事業者との基本協定が締結された日の翌日にその効力を失う。